

# 第8 予防行政の現況

## 主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習



## 第8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年11月9日～15日）及び春季全国火災予防運動（3月1日～7日）

消したはず 決めつけないで もう一度 （平成23年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和28年以後、毎年11月26日から1週間、春の火災予防運動は昭和30年以後、消防記念日（3月7日）を中心に2月末日から2週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和62年度から設けられた「119番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう11月9日から11月15日まで、また、春の火災予防運動については、3月1日から3月7日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3月1日～7日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3月1日～7日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月19日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和48年愛知県消防大会において「毎月19日は防火の日」とする旨決議され、昭和49年1月19日以来実施され、今日に至っている。

## (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」とし的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## 2 民間防火組織

### (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものの事例として、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 23 年 5 月 1 日現在で、886 のクラブ、145,742 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（平成 23 年度は、7 月 26 日から 7 月 28 日の 3 日間実施し、約 1,500 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（統計資料第 6-8 表「平成 22 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び統計資料第 8-1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。）

### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 23 年 5 月 1 日現在 42,475 名のクラブ員を擁した 591 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会会長表彰又は愛知県消防協会会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（統計資料第 6-8 表「平成 22 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び統計資料第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。）

### 3 自主防火体制

#### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が30人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人福祉施設、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）又は収容人員が50人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和61年12月9日に消防法施行令が改正され、昭和62年4月1日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の2種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、特定防火対象物で300㎡以上または非特定防火対象物で500㎡以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成18年4月1日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数300人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に5年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和55年11月20日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者45名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和61年2月11日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成23年3月31日現在の防火管理実施状況は、統計資料第8-3表「防火管理実施状況（その1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は78.2%、また、消防計画作成届出率は69.3%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 共同防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、管理について権原の分かれている一定の建物については、消防法で防火管理業務が統一的に行われるように共同防火管理を義務付けている。

共同防火管理制度は、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が一部改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から制度の強化が図られている。共同防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当し、これらの建物の各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等を協議して定めておかなければならないこととされている。

平成 23 年 3 月 31 日現在の共同防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

## 4 消防用設備等

### (1) 防火対象物の実態

平成 23 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの)の数は、統計資料第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

### (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成 19 年 1 月 20 日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実に、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成 20 年 10

月 1 日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2) 項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300 m<sup>2</sup>以上で自動火災報知機の設置が義務付けられたいたが、平成 20 年 10 月 1 日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成 18 年 1 月 8 日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者 7 名が死亡、3 名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成 19 年 6 月 13 日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

### (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半数にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 23 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、全体で 49.3%と報告率はまだ低く、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月(財)愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を(財)日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

### (5) 防災規制



## 防災物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成23年3月31日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、統計資料第8-9表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

平成22年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第8-6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

### (7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成 22 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第 8-10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度です。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示がされ、また、防火対象物定期点検報告対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされています。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した（財）消防試験研究センターが実施しており、平成 22 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8-12 表「平成 22 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 22 年度までの実施状況は、統計資料第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日から2年以内、それ以後は5年以内ごととされている。また、昭和57年度から(財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成9年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成22年度までに実施した講習の受講者は統計資料第8-14表「消防設備士講習実施状況」とおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

23.5.1現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県計	886	145,742	知多中部 広域事務組合	28	5,160	西春日井 広域事務組合	-	-
※	(7)	(672)	半田市	13	2,593	清須市	-	-
名古屋市	128	2,142	阿久比町	4	528	北名古屋市	-	-
豊橋市	52	7,766	東浦町	7	1,113	豊山町	-	-
岡崎市	70	19,468	武豊町	4	926	設楽町	-	-
一宮市	42	8,168	海部東部 消防組合	6	1,046	東栄町	-	-
瀬戸市	18	4,170	あま市	5	849	豊根村	-	-
春日井市	54	1,061	大治町	1	197			
豊川市	26	3,744	尾消防組 三合	32	8,809			
津島市	12	1,110	日進市	11	3,657			
豊田市	101	20,491	東郷町	9	2,016			
西尾市	36	8,563	みよし市	12	3,136			
蒲郡市	7	2,361	丹羽広域 事務組合	6	382			
犬山市	14	2,153	大口町	3	198			
常滑市	6	104	扶桑町	3	184			
江南市	10	2,174	海部南部 消防組合	4	200			
小牧市	25	8,998	弥富市	3	150			
稲沢市	25	759	飛島村	1	50			
新城市	1	361	知多南部 消防組合	12	811			
東海市	18	5,349	南知多町	6	466			
大府市	8	1,337	美浜町	6	345			
知多市	15	4,401	衣浦東部 広域連合	65	18,235			
尾張旭市	3	601	碧南市	12	3,000			
岩倉市※	(5)	(496)	刈谷市	21	3,848			
豊明市	12	171	安城市	29	9,788			
田原市	27	3,179	知立市※	(1)	(176)			
愛西市	6	702	高浜市	2	1,423			
長久手町※	(1)	(-)						
蟹江町	2	100						
幸田町	9	1,170						

※ 全国少年消防クラブ運営指導協議会愛知県支部モデル少年消防クラブ(内数)

## 第8-2表 婦人防火クラブの状況

23.5.1現在

区 分 団 体 名		計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加 入 状 況	区 分 団 体 名		計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加 入 状 況
		組織数	人 員				組織数	人 員	
県 計		591	42,475	25	丹羽広域事務組合	41	17,189		
名古屋 市		2	90	△	大口 町	-	-		
豊橋 市		46	555	○	扶桑 町	41	17,189		
岡崎 市		28	565	○	海部南部消防組合	-	-		
一宮 市		256	16,625	○	弥富 市	-	-		
瀬戸 市		11	420	○	飛島 村	-	-		
春日井 市		-	-		知多南部消防組合	-	-		
豊川 市		1	66	○	南知多 町	-	-		
津島 市		1	24	○	美浜 町	-	-		
豊田 市		11	269	○	衣浦東部広域連合	49	1,825		
西尾 市		1	109	○	碧南 市	7	1,319	○	
蒲郡 市		1	50	○	刈谷 市	22	187	○	
犬山 市		1	480	○	安城 市	20	319	○	
常滑 市		1	31	○	知立 市	-	-		
江南 市		-	-		高浜 市	-	-		
小牧 市		76	1,363	○	西春日井広域事務組合	11	22		
稲沢 市		-	-		清須 市	11	22		
新城 市		1	28	○	北名古屋 市	-	-		
東海 市		-	-		豊山 町	-	-		
大府 市		-	-		設楽 町	-	-		
知多 市		7	154		東栄 町	4	93		
尾張旭 市		1	90	○	豊根 村	-	-		
岩倉 市		1	95	○					
豊明 市		34	1,404	○					
田原 市		-	-						
愛西 市		-	-						
長久手 町		1	107	○					
蟹江 町		-	-						
幸田 町		1	28						
知多中部広域事務組合		-	-						
半田 市		-	-						
阿久比 町		-	-						
東浦 町		-	-						
武豊 町		-	-						
海部東部消防組合		2	485						
あま 市		1	22	○					
大治 町		1	463	○					
尾三消防組合		2	308						
日進 市		1	152	○					
東郷 町		1	156	○					
みよし 市		-	-						

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

23.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任義務対 象者数(法第 8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況	
				選任届出数 (法第8条 第2項)	選任率 %	計画届出数 (規則第3 条第1項)	作成率 %
1	イ	劇場・映画館	98	92	93.9	90	91.8
	ロ	公会堂・集会場	3,348	2,939	87.8	2,768	82.7
2	イ	キャバレー等	67	34	50.7	29	43.3
	ロ	遊技場	536	471	87.9	439	81.9
	ハ	風俗営業等	55	49	89.1	38	69.1
	ニ	カラオケボックス等	294	266	90.5	245	83.3
3	イ	待合・料理店	109	98	89.9	87	79.8
	ロ	飲食店	6,651	5,135	77.2	4,613	69.4
4		百貨店・店舗	6,329	4,817	76.1	4,387	69.3
5	イ	旅館・ホテル	1,073	1,011	94.2	978	91.1
	ロ	共同住宅	13,489	10,736	79.6	9,151	67.8
6	イ	病院・診療所	1,391	1,209	86.9	1,122	80.7
	ロ	老人短期入所施設等	997	920	92.3	874	87.7
	ハ	老人デイサービスセン ター等	2,224	2,108	94.8	1,995	89.7
	ニ	幼稚園等	529	517	97.7	494	93.4
7		学校	2,425	2,244	92.5	2,105	86.8
8		図書館	183	173	94.5	165	90.2
9	イ	蒸気・熱気浴場	46	41	89.1	38	82.6
	ロ	公衆浴場	112	110	98.2	89	79.5
10		停車場	30	23	76.7	20	66.7
11		神社・寺院	1,517	1,179	77.7	1,092	72.0
12	イ	工場・作業所	2,976	2,668	89.7	2,312	77.7
	ロ	映画スタジオ	50	43	86.0	40	80.0
13	イ	駐車場	34	25	73.5	20	58.8
	ロ	航空機格納庫	5	3	60.0	3	60.0
14		倉庫	510	423	82.9	361	70.8
15		事務所	5,029	3,937	78.3	3,432	68.2
16	イ	複合用途(特定)	14,321	9,375	65.5	7,935	55.4
	ロ	複合用途(非特定)	2,349	1,596	67.9	1,346	57.3
16の2		地下街	11	9	81.8	7	63.6
17		文化財	44	32	72.7	31	70.5
計			66,832	52,283	78.2	46,306	69.3

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

23.3.31現在

区 分		項 目	共同防火管理 実施対象数	協議事項届出状況	
				協議事項届出数	届出数 %
高層建築物			550	444	80.7
1	イ				
	ロ		6	6	100.0
2	イ		3	2	66.7
	ロ		3	3	100.0
	ハ		15	13	86.7
	ニ				
3	イ				
	ロ		103	96	93.2
4			30	26	86.7
5	イ		8	8	100.0
	ロ		164	70	42.7
6	イ		3		
	ロ		5	5	100.0
	ハ		6	5	83.3
	ニ				
7					
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11					
12	イ		1		
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14					
15			126	96	76.2
16	イ		4,259	3,183	74.7
	ロ		584	426	72.9
16の2			10	9	90.0
16の3			1	1	100.0
合計			5,877	4,393	74.7

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
県計	234,516	156	3,568	92	674	67	290	125	5,960	9,437	1,557	73,697	3,411	1,310	2,820	873
地上5階以上のもの	27,101	7	41	2	32	23	15	1	116	140	457	16,270	301	136	25	
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,547	24	104	5	26	14	14	12	136	176	238	1,949	241	74	44	38
市計	217,282	147	3,196	88	625	66	270	115	5,535	8,716	1,170	68,604	3,156	1,216	2,553	842
地上5階以上のもの	26,434	7	41	2	30	23	15	1	116	139	403	15,805	291	131	25	
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,263	24	100	5	26	14	14	12	133	168	182	1,869	236	70	43	38
名古屋市	54,060	35	448	9	135	52	64	26	1,286	1,555	300	18,671	651	422	594	273
地上5階以上のもの	17,216	1	26		25	23	14	1	90	86	192	9,636	141	60	9	
地下を有するもの 及び地階のみのも	5,559	7	38	2	14	13	11	11	85	84	107	1,462	120	43	20	24
豊橋市	14,368	12	238	8	52	1	21	6	496	731	51	4,565	225	49	146	55
地上5階以上のもの	848		1				1		13	12	17	446	18	1	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	280	1	4	2	1		1	1	11	9	6	12	16	2	2	
岡崎市	13,172	9	234	8	34		15	8	265	511	77	4,610	200	50	145	63
地上5階以上のもの	848	1	2	1	1				1	8	20	553	12	4	2	
地下を有するもの 及び地階のみのも	348	1	5						7	10	8	66	10	3	2	4
一宮市	11,120	6	157	10	67	9	21	9	397	541	78	2,857	194	67	153	49
地上5階以上のもの	793		3						1	14	16	531	23	7	3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	57	2							2		4	6				
瀬戸市	4,888	3	54		8		3		73	159	12	964	51	17	44	14
地上5階以上のもの	266										2	209	8			
地下を有するもの 及び地階のみのも	151		1		1				1	9	3	19	4			1
半田市	4,025	3	54	1	16		5	4	93	172	17	1,224	49	29	44	21
地上5階以上のもの	236										10	151	4	3	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	74	1	1						2	3		10	1	1		
春日井市	10,365	2	135	5	19		19		217	402	16	3,980	165	54	105	45
地上5階以上のもの	951		1						2	5	10	718	8	10		
地下を有するもの 及び地階のみのも	223		5						4	9	5	46	12	5	3	1
豊川市	6,735	6	137	2	28		5	8	151	352	46	1,941	101	33	89	20
地上5階以上のもの	188		1						1	2	11	125	4	5	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	54	1		1	1				5	1	1	5	2	1	2	
津島市	2,226	4	29		16		2	11	95	147	9	541	66	22	30	12
地上5階以上のもの	96									1	1	63	2	5		
地下を有するもの 及び地階のみのも	18		1		1				1			1				
碧南市	3,140	3	52		6		1		44	111	16	702	41	7	33	10
地上5階以上のもの	88		1								1	65	2			
地下を有するもの 及び地階のみのも	40	2	2						1		2	3	2			



第8-4表 防火対象物数の状況

23.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
7,647	314	55	177	231	3,475	40,042	21	2,440	31	22,170	22,058	21,666	9,943	11	1	172	25	
516	9	2			19	332	3	71		248	2,112	4,233	1,990					
434	49	7	4	97	178	231	6	115		114	1,862	1,876	463	11	1	4		
7,215	272	54	174	219	3,197	36,736	20	2,341	10	20,072	20,343	20,642	9,493	11	1	158	25	
509	9	2			19	315	3	70		236	2,085	4,186	1,971					
431	49	7	4	96	173	215	6	111		108	1,799	1,854	460	11	1	4		
2392	47	22	87	138	760	4494	9	1000	3	3217	5289	8556	3479	9		25	12	
325	4				18	123	3	37		149	1512	3141	1600					
279	14	4	2	91	108	67	6	64		51	1,002	1,469	349	9		3		
422	11	6	11		134	2,537	3	160		1,737	1,462	862	356		1	7	3	
31						12		1		4	66	164	60					
18	3				7	4		7		5	80	72	15		1			
441	13	3	8	5	308	2,003		120		1,227	1,170	919	691			35		
20	1				1	12		1		3	70	101	34					
19	4				15	13		5		11	87	52	26					
249	7	3	19	1	210	2660		51		948	988	888	466			14	1	
3		2				13		1		15	48	88	25					
	1							1		3	24	14						
172	14		5	2	70	1,550		67		525	406	394	278				3	
4						4		1		1	6	23	8					
12	2				4	17		5		10	26	25	11					
104	3	2		3	34	683		56		548	533	231	95			1		
						2		1		1	13	33	17					
3	1					3		1		1	36	9	1					
295	4	1	4	3	77	1801	1	85	1	1023	776	764	355	1		10		
13						15				9	36	90	34					
16	2				4	12		5		5	65	20	3	1				
192	4		3	3	88	1742		63		769	472	353	121			6		
1						8		1		1	9	10	8					
2				1	5	3		1			13	7	2					
84	2		5		32	553		18		193	179	135	38			3		
3						2				1	5	4	9					
1	1										11	1						
57	4		2		66	721		24		374	375	267	224					
						6				2	8	2	1					
2	2				2	2				1	14	4	1					

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
刈谷市	5,561	5	42	5	20	4	6		167	282	15	2259	106	20	44	18
地上5階以上のもの	365	1							2		12	229	4	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	120	1	3		3	1			1	7	3	11	11	2	2	
豊田市	14,656	8	348	3	31		19	2	304	576	107	4533	177	49	151	55
地上5階以上のもの	947		2		1				2	4	21	614	10	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	430	1	15		2		1		4	14	12	63	22		4	3
安城市	5,721	9	91	6	15		10	6	127	242	14	2038	68	38	57	32
地上5階以上のもの	149	1		1						2	2	11	12	3	4	
地下を有するもの 及び地階のみのも	50		1		1					1	2	6	2			
西尾市	4,852	3	70	1	7		4	1	93	192	11	1025	63	15	57	6
地上5階以上のもの	102									1	5	61	3	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	40									2						1
蒲郡市	2,916	7	100	1	9		4		76	146	125	614	46	20	39	3
地上5階以上のもの	123	1	1						1	2	33	57	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	33	1	1							2	10	4	2	1	1	
犬山市	2,393	4	27		11		2		55	71	18	611	38	30	39	6
地上5階以上のもの	118		2							1	7	63	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	74	1	3		1				2	2	5	5	2	2		1
常滑市	2,612	5	42		4		1		58	145	17	391	32	10	40	2
地上5階以上のもの	84	1									7	47	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	38	1	1								1	1	2	1	2	
江南市	2,919	3	46	1	8		3	6	71	157	1	875	60	17	39	7
地上5階以上のもの	215											189	1	4		
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		2							1		4	1			
小牧市	6,423	3	76		8		11		122	234	21	1822	66	17	44	22
地上5階以上のもの	345									1	8	218	2	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	87		3		1				1	3	2	8	2			
稲沢市	4,296	3	93		15		5	14	128	199	14	1104	85	37	64	8
地上5階以上のもの	255				1						6	181	5	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	36											2	1	1		
新城市	1,790	1	60	15	11			4	72	102	59	268	34	8	33	2
地上5階以上のもの	16											11	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	28	1	1						4			11			2	
東海市	4,150	3	59	2	18		6		128	206	12	1346	67	16	34	11
地上5階以上のもの	314										3	243	4			
地下を有するもの 及び地階のみのも	56		1							5		9	1	3	1	

第8-4表 防火対象物数の状況

23.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
158	8	2	1	5	67	863		43		326	594	397	104					
3						12		7		1	57	32	3					
2		1			1	14		1		1	42	12	1					
517	22		4	12	238	2422		216	2	924	1560	1464	905			2	5	
30						13		9			74	117	48					
26	1				6	30		8		8	113	66	31					
149	4				58	1249		48		546	426	345	142			1		
	2					4		4		2	24	57	20					
1					3	6		1			17	7	2					
100	6	3			93	1357		18		806	412	382	121			6		
1						6		1			9	13	1					
	3					3				2	26	3						
93	4	1	2	3	50	812		20		327	172	190	51	1				
6						1				1	6	10	3					
	2					2					3	3		1				
86	47		1	1	54	397		19		233	243	227	162			11		
7						2		1		2	4	17	8					
8	2				5	2		1			15	10	6			1		
55	7			12	70	899		22	2	378	318	78	23			1		
								1		1	16	7	3					
2					1	4		1		1	19	1						
99	1		2	2	48	474		14		220	193	370	193			8	1	
2						3				1	3	10	2					
1				1						3	9	2	1					
146	4			4	58	1353		38	1	1191	604	376	201			1		
4						16				17	19	40	17					
4					5	4		4		1	32	14	3					
158	6	1	2	2	135	751		23		363	430	445	192			19		
2						9					16	29	4					
2	1				1	2				1	21	4						
95	10			3	43	468		20		106	193	150	30			3		
						1					1	2						
	2										5	1	1					
95	2	1		3	45	682		47		354	597	310	106					
3						3		1			21	23	13					
	1				2	7		1			22	3						

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
大府市	3,336	1	43	1	6		4	1	81	133	9	1136	48	24	30	6
地上5階以上のもの	152				2						2	107	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	69		1						1	1		17	5	4		
知多市	2,415		69		3		1	1	40	67	10	950	44	6	38	8
地上5階以上のもの	144											109	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	49		3							1		11	1			1
知立市	2,573	1	47	1	2		9	1	59	102	12	1244	34	10	23	6
地上5階以上のもの	220								1		2	169	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	31	1					1			1		9	2			
尾張旭市	2,259	1	32	1	6		4		61	98	3	840	43	17	31	7
地上5階以上のもの	175								1		2	136	2	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	45									1		13	1			1
高浜市	1,776		12		10		2		35	72	3	600	20	9	18	9
地上5階以上のもの	55											37		1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	7		1													
岩倉市	1,781		23	3	6		1	2	51	77	6	799	43	8	25	6
地上5階以上のもの	171										1	138	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	10											1				
豊明市	1,906	3	42		8		3		41	74	3	816	39	35	7	
地上5階以上のもの	178	1									1	134	4	6		
地下を有するもの 及び地階のみのも	45	2										20	4	1		
日進市	2,097		29		12				160	159	8	820	64	27	44	9
地上5階以上のもの	198										1	144	4	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	79		3							1	6	33	2			
田原市	2,233		103	1	3		1		67	109	53	411	22	10	34	2
地上5階以上のもの	36										6	18	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	36		1								4	5	1			
愛西市	1,443	1	39	2	1		4		36	62	3	235	27	12	42	12
地上5階以上のもの	23										2	18				
地下を有するもの 及び地階のみのも	1		1													
清須市	2,698		24		8		3		72	78	2	811	48	6	53	2
地上5階以上のもの	132		1									85		2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	2		1									1				
北名古屋市	3,778		31	1	13		7		115	166	12	1200	42	12	54	5
地上5階以上のもの	125										1	94	3	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	14								1			1	1			

第8-4表 防火対象物数の状況

23.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
55	1	2	2		40	807		24		250	279	248	105					
2						4				2	4	18	7					
5		1			1	8		2			10	13						
67	3	1		2	43	298		22		164	310	200	68					
1						15		1		12	2	1	2					
2		1			1	2		1			21	4						
59	2	1		1	32	236		14		112	182	245	138					
5						2		1			4	23	12					
1											5	8	3					
61	2		2	2	27	308		7		134	161	299	112					
2						2					7	19	1					
3	1			1	1	5					12	5	1					
47	3	1	1		8	455		8		195	120	99	49					
	1					3				1	3	6	3					
1	1											4						
40	1		4		33	202		4		135	86	184	42					
						1				1	2	20	6					
											7	1	1					
88	2			2	22	214		9		114	133	184	67					
15								1			2	14						
3	2					2		1			6	4						
117	5	3	1	3	23	136		10		73	211	134	49					
10	1										11	18	7					
14			1	1	1			1		1	6	9						
126	7		1	1	61	400		19		301	334	119	48					
						5					4	2						
			1			1				1	19	2	1					
82	1		1	1	19	443		7		189	125	67	31			1		
												2	1					
60	8		4	1	33	625	1	4		431	193	155	76					
2						9				3	8	18	4					
76	1		2		33	690		15	1	697	180	233	190			2		
6						1				3	2	10	2					
2	1									1	6	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
弥富市	2,265		35	1	3		1		45	70	6	438	28	4	23	2
地上5階以上のもの	56										1	36	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	21												1			
みよし市	1,774	1	43		1				107	128	4	501	31	6	72	23
地上5階以上のもの	101								1			75	1		1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		1							1	1	4	5		2	1
あま市	2,560	2	32		5		3	5	47	88		862	38	3	35	11
地上5階以上のもの	105											84	2			
地下を有するもの 及び地階のみのも	8															
町村計	17,234	9	372	4	49	1	20	10	425	721	387	5,093	255	94	267	31
地上5階以上のもの	667				2					1	54	465	10	5		
地下を有するもの 及び地階のみのも	284		4						3	8	56	80	5	4	1	
東郷町	975		21		3	1	1		10	57	5	433	23	9	22	1
地上5階以上のもの	83										4	68	2	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも																
長久手町	1,930	1	10		4		4		46	102		1028	32	14	15	5
地上5階以上のもの	132				1					1		103	2	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	106		1						1	7		54				
豊山町	944	2	14		3				41	38	12	179	7	3	10	1
地上5階以上のもの	35										1	21	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																
大口町	1,000		24				1		24	31	1	251	9	4	11	3
地上5階以上のもの	21											6	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも																
扶桑町	1,080	2	22		1				38	46	1	363	21	7	13	1
地上5階以上のもの	10										1	6				
地下を有するもの 及び地階のみのも	3											1				
大治町	938		7		1		2		7	32	1	423	6		10	3
地上5階以上のもの	34										1	29				
地下を有するもの 及び地階のみのも	10															
蟹江町	1,229		21		5		3	1	46	50	6	516	18	3	20	4
地上5階以上のもの	90				1						3	64	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	2															
飛島村	1,157	1	9						11	25		15	2	1	4	
地上5階以上のもの	8											2				
地下を有するもの 及び地階のみのも	9								1	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

23.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
51	1			2	34	509		23		386	352	154	96			1		
1										3	3	7	4					
				1		1				1	16	1						
70	2	1		2	19	400	5			115	159	63	21					
7						3					8	5						
2	2										5	1						
57	3				32	542	1	3		441	126	155	68			1		
						3					2	10	4					
						1					4	2	1					
432	42	1	3	12	278	3,306	1	99	21	2,098	1,715	1,024	450			14		
7						17		1		12	27	47	19					
3				1	5	16		4		6	63	22	3					
33					5	199				27	79	39	7					
											2	6						
93	7			6	12	78		18		85	186	108	76					
5						1		1			5	6	6					
				1	2	4		4		4	18	10						
10	2			1	7	196		16	21	226	68	60	27					
										1	6	3	2					
20	1				10	252		11		164	105	43	35					
1						3				2	3	2						
27	1			1	14	206		3		84	83	93	53					
						1						2						
											1	1						
15					7	141	1	2		153	54	54	19					
						1					2	1						
					1	1					8							
22	2	1	1	1	16	228		5		67	64	90	38			1		
						1				2	1	11	6					
						1							1					
3					13	357		7		421	231	28	29					
										5	1							
						1					6							

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
阿久比町	522	2	22		2		3		21	34	1	156	19	6	18	1
地上5階以上のもの	33											32				
地下を有するもの 及び地階のみのも	6		1									1				
東浦町	981		20		5		1	1	14	36		321	12	9	25	2
地上5階以上のもの	60											53				
地下を有するもの 及び地階のみのも	23											5		3		
南知多町	994		26		4				35	36	230	115	10	7	8	
地上5階以上のもの	54										29	17				
地下を有するもの 及び地階のみのも	71		2								43	14				
美浜町	780		24		3		2		35	37	28	339	9	3	11	1
地上5階以上のもの	13										2	8	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	14								1		4					
武豊町	1,304		15		6		1		19	37	12	386	16	7	20	
地上5階以上のもの	52										2	37	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	17											1	4		1	
一色町	665		20		1		1	6	13	28	10	45	21	2	16	1
地上5階以上のもの	3											3				
地下を有するもの 及び地階のみのも	2												1	1		
吉良町	763		39	2	3			2	11	44	18	101	9	3	9	
地上5階以上のもの	10										6	3				
地下を有するもの 及び地階のみのも	9										5					
幡豆町	235		22						11	5	13	20	5	2	3	
地上5階以上のもの	4										2	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも	6										4					
幸田町	1,363		31	2	5		1		33	71	7	386	26	5	38	8
地上5階以上のもの	25										3	12				
地下を有するもの 及び地階のみのも	6											4				
設楽町	182		9		1				1	5	18	10	4	5	5	
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																
東栄町	127	1	9		2				6	7	10	4	4	3	5	
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																
豊根村	65		7						3		14	2	2	1	4	
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																



第8-4表 防火対象物数の状況

23.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
21	1				10	80		1		34	58	25	7					
											1							
1											2		1					
32	2				16	218		5		91	120	32	19					
											2	4	1					
1					1	4				1	6	2						
11	5				50	159		7		114	72	95	9			1		
						1				1		6						
					1	2					4	4	1					
10	3				32	82		2		27	52	67	12			1		
1						1												
1										1	6	1						
26	2			1	15	310		6		231	129	49	16					
						5					1	3	2					
						1					8	2						
28	3			1	10	193		1		135	62	38	27			3		
20	1				10	244		6		96	83	39	16			7		
											1							
											4							
8	2				4	54		1		39	29	12	5					
						1												
												2						
31	2			1	34	281		8		100	171	71	51					
						2				1	2	3	2					
						2												
12	2				3	14				4	45	42	2					
7	5				10	10					12	30	2					
3	1		2			4					12	9				1		

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	82,989	36,935	18,622	9,929	4,502	3,744	2,857	1,641	1,493	1,116	518	397
名古屋市	36,725	11,218	8,291	5,207	2,865	2,597	1,897	1,250	1,115	772	375	283
豊橋市	3,648	2,071	740	469	137	86	56	18	27	14	5	6
岡崎市	3,650	1,946	856	378	131	90	81	41	36	33	11	7
一宮市	3,397	1,857	746	316	133	88	101	37	49	28	15	14
瀬戸市	1,096	673	154	137	39	22	16	13	9	13	5	3
半田市	1,012	569	207	66	57	31	33	14	11	9	1	6
春日井市	3,319	1,637	731	521	130	86	87	22	25	41	14	11
豊川市	1,157	711	258	94	36	21	16	8	4	2	4	2
津島市	453	238	119	37	19	13	4	3	3	3	4	
碧南市	614	417	109	58	10	7	4	4	1	2		2
刈谷市	1,776	924	487	142	59	53	36	22	6	11	9	7
豊田市	3,758	1,890	921	406	159	120	94	32	39	30	14	13
安城市	1,813	873	453	178	66	63	58	25	24	15	10	3
西尾市	703	460	141	57	20	10	4	2	2	3		1
蒲郡市	860	580	157	45	26	15	14	8	5	3	5	1
犬山市	619	366	135	49	34	10	11	3	7	3		
常滑市	420	263	73	31	14	9	11	9	1	2	1	2
江南市	812	434	163	153	14	10	5	7	6	3	1	2
小牧市	1,543	806	392	134	53	41	35	21	16	20	8	2
稲沢市	1,074	538	281	113	34	27	31	6	13	12	5	3
新城市	198	136	46	8	6	1	1					
東海市	1,337	668	355	164	50	40	17	13	7	7	2	3
大府市	913	539	222	58	21	28	14	6	3	5	1	4
知多市	629	357	128	98	20	9	6	2	3	5		
知立市	877	459	198	142	19	17	20	4	7	2	3	1
尾張旭市	776	438	163	48	39	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	384	232	97	32	9	6	1	2	1	1		1
岩倉市	606	305	130	101	17	14	10	10	6	2	2	2
豊明市	713	394	141	97	20	23	10	8	4	4	3	1
日進市	687	355	134	67	26	27	31	9	14	5	4	2
田原市	282	183	63	18	11	3	2	1		1		
愛西市	173	114	36	11	3	3	1		2	1		1
清須市	924	545	247	56	28	19	13	3	4	4	2	1
北名古屋市	852	560	167	61	21	9	13	4	4	5	2	2
弥富市	309	200	53	14	18	7	8	1	4	3		
みよし市	420	235	84	41	18	8	17	3		9	2	1
あま市	613	368	140	36	23	15	12	4	5	8		
東郷町	248	135	30	45	5	7	17	1	2	3	1	
長久手町	659	379	148	33	30	25	8	7	5	6	2	5
豊山町	207	124	48	15	2	7	4	2		4		
大口町	212	124	67	13	5	3						
扶桑町	181	131	40	4	2	2		1		1		
大治町	286	187	65	16	5	3	2	2		1		1
蟹江町	350	190	70	28	18	10	11	2	10	2	1	
飛島村	93	68	17	6	2							
阿久比町	109	55	21	27	1	1		1	1	1	1	
東浦町	208	114	34	28	10	7	6	1	1	4	1	

第8-5表 中高層建築物数の状況

23.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
687	438	17	7	15	9	12	5	6	3	6	6	24
474	296	13	5	12	7	7	4	5	3	4	5	20
12	3	1		2								1
21	15	1				2						1
6	4			1		1	1					
6	6											
2	5		1									
7	7											
1												
10												
11	8	1										
18	21				1							
25	16					1		1		1	1	
	2					1						
					1							
	1											
2	2											
10	4											
10	3	1										1
5	6											
9	2											
5	7											
	1											
3	2											
	5											
2												
4	2		1									
3	5											
8	4									1		
1												
2												
4												
1												
2												
1	1											
1	1											
4	7											
1												
4												
6	2											
2												

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
南知多町	278	173	51	16	12	6	7	1	6	1		1
美浜町	141	99	29	9	2	1		1				
武豊町	273	161	60	27	15	5	2	1	1			1
一色町	126	101	22	2	1							
吉良町	123	92	21	5	3			1				
幡豆町	69	56	9		2	1	1					
幸田町	261	170	66	12	2	3	3	1	2	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	6	5	1									
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

23.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
3												1
1												

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

23.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査			
	総数	地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち	うち	うち	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物平成22年度中	検査済平成22年度中	
					地下1階	地下2階	地下3階以上						
1	イ	156	149	7	156	22	2			88	135	21	18
	ロ	3,568	3,527	41	3,568	98	5	1		997	1,788	102	93
2	イ	92	90	2	92	5				34	30	3	1
	ロ	674	642	32	674	23	3			242	557	33	24
	ハ	67	44	23	67	13	1			101	45	3	3
	ニ	290	275	15	290	13	1			452	235	104	80
3	イ	125	124	1	125	12				44	87	4	4
	ロ	5,960	5,843	116	5,959	131	4		1	2,377	1,987	144	123
4		9,437	9,295	140	9,435	161	9	4	2	4,098	5,336	334	285
5	イ	1,557	1,100	457	1,557	211	24	3		707	1,234	64	60
	ロ	73,697	57,425	16,270	73,695	1,844	96	7	2	13,143	37,938	976	867
6	イ	3,411	3,110	301	3,411	225	16			1,101	2,308	199	174
	ロ	1,310	1,174	136	1,310	73		1		781	1,332	344	317
	ハ	2,820	2,795	25	2,820	42	1	1		1,626	2,051	184	164
	ニ	873	873		873	38				276	745	41	33
7		7,647	7,131	516	7,647	400	29	5		1,203	5,891	406	326
8		314	305	9	314	39	10			143	229	13	12
9	イ	55	53	2	55	7				35	27		
	ロ	177	177		177	4				43	46	2	1
10		231	214		231	11	53	16	17	91	167	34	28
11		3,475	3,456	19	3,475	170	7	1		598	878	23	22
12	イ	40,042	39,706	332	40,038	213	10	4	4	7,033	19,620	837	620
	ロ	21	18	3	21	3	3			13	11	3	3
13	イ	2,440	2,335	71	2,406	60	17	4	34	321	1,362	42	38
	ロ	31	31		31						62	2	2
14		22,170	21,920	248	22,168	110	2		2	3,662	9,505	255	199
15		22,058	19,937	2,112	22,049	1,549	224	80	9	4,047	9,009	606	505
16	イ	21,666	17,432	4,233	21,665	1,587	201	87	1	9,949	15,259	1,086	935
	ロ	9,943	7,951	1,990	9,941	425	28	8	2	2,069	3,300	131	102
16の2		11							11	192	1		
16の3		1							1		1		
17		172	172		172	3	1			95	60		
18		25	25		25					3	3		
19													
20													
合計		234,516	207,329	27,101	234,430	7,492	747	222	86	55,564	121,239	5,996	5,039

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備					
	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		違反
				32条 適用	17条の 2の5等 適用						32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	137	134		2		1	9	9				
	ロ	1,822	1,670	17	149		3	19	19				
2	イ	31	27	4	1		3						
	ロ	575	566	16	3		6	1	1				
	ハ	57	52	5	1		4						
	ニ	288	252	36	3	7	26						
3	イ	84	80	3	1		3						
	ロ	2,063	1,910	100	80		73	1	1				
4		5,421	5,170	157	102		149	43	42		1		
5	イ	1,258	1,245	80			13	26	26				
	ロ	36,034	22,921	223	12,833	238	42	6	6				
6	イ	2,175	2,091	31	62		22	62	61		1		
	ロ	1,336	1,289	19	4	30	13	8	8				
	ハ	2,202	2,190	33	5		7	4	4				
	ニ	791	789	10	1		1						
7		6,260	6,233	63	9	13	5	3	3				
8		209	208				1						
9	イ	43	43	3									
	ロ	30	29	1			1						
10		185	182		2	1							
11		400	370	7	2	21	7						
12	イ	19,390	16,592	558	527	1,199	1,072	3	3				
	ロ	12	12										
13	イ	1,186	1,031	3	143	2	10						
	ロ	32	28		3	1							
14		8,771	7,922	225	360	246	243	1	1				
15		7,669	7,405	86	181	57	26	20	20				
16	イ	11,893	8,863	375	2,225		21	784	173	171		1	1
	ロ	2,669	2,471	100	143	14	41	3	3				
16の2		11	11					10	10				
16の3		1	1					1	1				
17		203	159	4	23		21						
18													
19													
20													
合計		113,238	91,946	2,159	16,865	1,792	58	2,577	393	389		3	1

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備									屋内消火栓設備					
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用		
1	イ	41	38		3			2	77	74		2		1	
	ロ	56	54		2				338	328	3	7		3	
2	イ	1	1						3					3	
	ロ	52	48	1	2			2	4	128	123			5	
	ハ									1				1	
	ニ	1	1							21	4			17	
3	イ								17	14	2	1		2	
	ロ	2	2						63	38	3	5		20	
4		461	449	8	2			10	6	644	532	9	15	97	
5	イ	72	72	1					3	404	391	5	4	9	
	ロ	1,466	184		1,280			2	1	9,022	1,458	8	7,523	23	
6	イ	336	291	6	44			1	9	348	337	5	5	6	
	ロ	1,008	876	10	6		104	22	7	85	81		4		
	ハ	38	37	1	1					189	176	1	6	7	
	ニ	8	8							102	94		6	2	
7		26	26							4,275	4,254	33	13	5	
8		2	2							92	89		2	1	
9	イ	1	1							17	17	1			
	ロ									15	12		1	2	
10		81	81							119	113		6		
11		1	1							136	94		11	20	
12	イ	41	41						1	7,302	5,463	116	274	713	
	ロ	1	1							6	6				
13	イ	5	5							12	11		1		
	ロ									3	3				
14		68	61		7				3	2,755	2,218	46	211	91	
	ラック	40	36		4				1						
15		141	139	2	2				1	2,741	2,493	18	195	28	
16	イ	716	667	18	18		24	7	13	1,238	1,082	22	103	53	
	ロ	48	39	2	8			1	1	580	497	18	49	3	
16の2		10	10							9	9				
16の3		1	1												
17										2	2				
18															
19															
20															
合計		4,684	3,136	49	1,375		128	45	51	30,744	20,013	290	8,444	883	1,404



第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	4	4			20	20					
	ロ	23	23			67	67					
2	イ	1	1			1	1					
	ロ	14	14			105	105	2				
	ハ	2	2			1	1					
	ニ	1	1			5	5					
3	イ	12	11		1	2	2					
	ロ	193	191		1	19	18				1	
4		42	40			459	457	2	2			
5	イ	93	92		1	179	175	3	1		3	
	ロ	784	751		1	1,679	1,672	5	7			
6	イ	44	42		2	132	131	1	1			
	ロ	24	24			46	46					
	ハ	64	63		1	10	10					
	ニ	20	20			1	1					
7		18	18			108	107		1			
8		5	5			26	26					
9	イ	8	8			5	5	2				
	ロ	71	70		1	2	2					
10						14	12		2			
11		48	45		3	18	18					
12	イ	212	207	1		982	951	3	12	7	12	
	ロ					6	6					
13	イ					1,721	1,698	6	15	2	6	
	ロ					23	19			4		
14		16	16			95	93	1			2	
15		51	51			1,519	1,490	2	24	2	3	
16	イ	162	157	2	1	1,227	1,223	14	3		1	
	ロ	38	36	1		390	389	5			1	
16の2						6	6					
16の3												
17		6	6			1	1					
18												
19												
20												
合計		1,956	1,898	4	6	52	8,869	8,757	46	68	15	29

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備						屋外消火栓設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				32条 適用	17条の 2の5 等適用			
1	イ	107	102		5		6	6				
	ロ	2,368	2,006	8	350	12	5	5				
2	イ	49	32	1	12	5	1	1				
	ロ	358	349	2	2	7	1	1				
	ハ	11	10			1						
	ニ	79	78	1		1						
3	イ	34	32			2						
	ロ	3,611	3,508	36	17	86						
4		2,784	2,728	28	15	41	34	33				1
5	イ	386	384	5	1	1	3	3				
	ロ	9,915	6,252	17	3,589	74	27	18	9			
6	イ	860	849	3	3	8	20	19	1			
	ロ	297	295		1	1	1	1				
	ハ	416	404	1	11	1	2	2				
	ニ	271	266		3	2	1	1				
7		3,321	3,299	10	8	14	41	37	4			
8		122	120			2	4	4				
9	イ	37	37	1								
	ロ	74	55		15	4	1	1				
10		30	30				1	1				
11		1,238	1,085	8	101	52	23	22	1			
12	イ	468	437	2	2	29	1,811	1,701	30	19	22	69
	ロ	5	5									
13	イ	36	34		1	1	7	7				
	ロ	1	1									
14		126	122	1		4	689	667	3	7	2	13
15		3,036	2,961	11	35	40	201	190	9			2
16	イ	5,253	5,013	55	52	188	30	27	2			1
	ロ	804	753	6	21	30	53	51			1	1
16の2		11	11									
16の3		1	1									
17		15	15				7	7				
18												
19												
20												
合計		36,124	31,274	196	4,244	606	2,969	2,805	33	52	25	87

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯						非常コンセント設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	140	134	1	5	1	1					
	ロ	3,085	2,867	27	211	7	3	3				
2	イ	74	70	3	1	3						
	ロ	651	645	11	3	3	1	1				
	ハ	77	72	6		5						
	ニ	299	296	40		3	1	1				
3	イ	107	101	1		6						
	ロ	6,681	6,546	115	56	79						
4		9,001	8,825	139	53	123	5	5				
5	イ	1,475	1,473	56	1	1	50	50				
	ロ	5,047	3,532	26	1,501	14	2,828	2,827	5	1		
6	イ	3,308	3,297	34	4	7	20	20				
	ロ	1,332	1,299	4	18	15	9	9				
	ハ	2,467	2,399	16	44	24	2	2				
	ニ	763	753	6	9	1						
7		1,138	1,120	44	11	7	19	19				
8		149	148	2		1	1	1				
9	イ	56	56	2								
	ロ	82	80		1	1						
10		135	133		2		9	9				
11		301	284	2	15	2						
12	イ	3,983	3,543	58	117	323						
	ロ	12	12									
13	イ	519	498	3	15	6	2	2				
	ロ	14	14									
14		2,723	2,375	35	177	171	1	1				
15		5,968	5,767	36	142	59	100	100				
16	イ	14,670	14,304	336	191	175	206	206	1			
	ロ	1,897	1,824	22	34	39	70	70	1			
16の2		11	11				6	5	1			
16の3		1	1									
17		4	3		1		1	1				
18												
19												
20												
合計		66,170	62,482	1,025	2,612	1,076	3,335	3,333	7	2		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	25	23		2		8	8					
	ロ	536	499	1	32		17	16		1			
2	イ	13	12				2	2					
	ロ	171	165	2	1		18	17	1	1			
	ハ	45	44	2									
	ニ	111	107	2									
3	イ	48	47	1									
	ロ	1,223	1,156	31	4								
4		474	451	6	4		245	220	2	18		7	
5	イ	566	554	19	1								
	ロ	20,842	20,231	134	564								
6	イ	629	622	6	6								
	ロ	351	347	2	4								
	ハ	561	529	5	25								
	ニ	308	294	2	8								
7		2,696	2,681	8	9								
8		31	30										
9	イ	10	10	1									
	ロ	7	7										
10		1	1				65	62		3			
11		134	132		1								
12	イ	421	413	2									
	ロ	4	4										
13	イ	5	5				27	23		3		1	
	ロ	1	1										
14		179	176	1	1								
15		2,240	2,220	12	2								
16	イ	4,495	4,377	95	36		211	200	2	8		3	
	ロ	1,441	1,408	22	7		18	17		1			
16の2							1	1					
16の3													
17		2	1		1								
18													
19													
20													
合計		37,570	36,547	354	708		315	612	566	5	35		11

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		8	8					
	ロ	4	3		1		21	21					
2	イ												
	ロ	1	1				26	26					
	ハ						4	4					
	ニ						6	6					
3	イ												
	ロ						22	22	1				
4		7	3		4		85	85					
5	イ	5	3		2		344	344	3				
	ロ	84	41		43		9,240	9,235	85	5			
6	イ	6	4		2		150	150	2				
	ロ						45	45					
	ハ	2	1		1		8	8					
	ニ												
7		46	30		15	1	277	277	2				
8		11	9		2		4	4					
9	イ												
	ロ												
10		25	7		15		3	14	14				
11		4	2		2		6	6					
12	イ	15	14		1		141	136	4	1			
	ロ	1	1				3	3					
13	イ	4	3		1		94	94	2				
	ロ												
14		4	4				106	103				3	
15		192	133		54	2	3	1,138	1,134	11	4		
16	イ	42	28		13		1	1,452	1,450	32	2		
	ロ	19	15		3		1	722	721	14			1
16の2							7	7					
16の3													
17													
18							21	19		2			
19													
20													
合計		473	302		160	3	8	13,944	13,922	152	17	1	4

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ						8	8					
	ロ						4	4					
2	イ						1	1					
	ロ						3	3					
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	ロ	1	1										
4		4	4				63	63					
5	イ	4	3			1	2	2					
	ロ	54	3		51		62	61		1			
6	イ	3	3				38	38					
	ロ						7	7					
	ハ												
	ニ												
7		4	3		1		39	27		12			
8													
9	イ												
	ロ												
10							1	1					
11		2	1		1		1	1					
12	イ	818	811	7	3	2	2	896	877	11	2	5	12
	ロ							6	6				
13	イ	4	4					36	36				
	ロ							1	1				
14		145	144	2		1		151	148		3		
15		141	139				2	177	167		8		2
16	イ	11	9		2			95	94				1
	ロ	12	12					37	37				
16の2													
16の3													
17		3	3										
18													
19													
20													
合計		1,206	1,140	9	58	3	5	1,628	1,582	11	26	5	15

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

23.3.31現在

防火対象物の区分		非常電源						
		設置済				既存不適格	違反	
		専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いずれかの設置義務のあるもの	B、C、Dのうち いずれかの設置義務のあるもの
1	イ	9	79	3	1			1
	ロ	76	306	20			1	4
2	イ		1				2	2
	ロ	16	141	7			1	4
	ハ							
	ニ	1	3				8	1
3	イ	19	4				2	
	ロ	116	13	4			7	3
4		176	805	41	1		56	28
5	イ	46	377	39			9	8
	ロ	2,994	188	112	2	55	21	7
6	イ	85	439	42			2	7
	ロ	61	606	19			17	3
	ハ	107	130	8			2	3
	ニ	21	60	3				4
7		3,132	142	23		67	6	1
8		46	27	6				
9	イ	2	12	1				
	ロ	8	2				1	1
10		76	7	1				
11		52	17	3		5	5	
12	イ	4,079	375	111	4	379	571	9
	ロ	2	4	1				
13	イ	182	75	196	1		3	
	ロ	6	6	8				
14		1,801	108	19		117	159	5
15		1,505	726	424	2	38	23	
16	イ	425	1,095	212			22	20
	ロ	410	53	53		1	22	2
16の2		5	10	4				
16の3			1					
17		20	3	1				
18								
19								
20								
合計		15,478	5,815	1,361	11	662	940	113

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物			
		特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等		1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等					
1	イ	160	60	1	100		134	45	1	89		100		1	89		1
	ロ	3767	3252	23	515	14	2255	1832	12	423	10	515	14	23	423	10	12
2	イ	84	78	4	6		14	14	1			6		4			1
	ロ	699	422	7	277	4	376	165	5	211	2	277	4	7	211	2	5
	ハ	73	72	33	1		43	43	17			1		33			17
	ニ	288	254	14	34	3	140	117	8	23		34	3	14	23		8
3	イ	121	110	6	11	3	47	39	4	8	3	11	3	6	8	3	4
	ロ	6875	6798	291	77	7	2326	2283	121	43	4	77	7	291	43	4	121
4		9652	7938	157	1714	68	4110	2825	70	1285	43	1714	68	157	1285	43	70
5	イ	1544	869	150	675	86	942	452	95	490	70	675	86	150	490	70	95
	ロ	72422	52713		19709		39746	25143		14603		19092			14264		
6	イ	3462	2657	59	805	72	1746	1100	47	646	55	805	72	59	646	55	47
	ロ	1389	729	33	660	28	1089	522	19	567	24	660	28	33	567	24	19
	ハ	2909	2339	28	570	5	2236	1742	25	494	2	570	5	28	494	2	25
	ニ	884	548	13	336	11	704	409	12	295	10	336	11	13	295	10	12
7		7092	2530		4562		6034	2053		3981		4375				3816	
8		305	169		136		255	135		120		131				116	
9	イ	57	25		32		36	12		24		32				24	
	ロ	181	163		18		89	79		10		17				10	
10		236	115		121		198	86		112		121				112	
11		3112	2817		295		1097	885		212		286				208	
12	イ	39266	28710		10556		15029	8466		6563		9984				6221	
	ロ	16	10		6		11	5		6		6				6	
13	イ	2381	1553		828		1408	843		565		799				559	
	ロ	31	10		21		14	6		8		21				8	
14		21739	17522		4217		8265	5562		2703		4023				2581	
15		20028	14282		5746		11140	6705		4435		5476				4309	
16	イ	21342	16666	356	4676	124	9499	6035	233	3464	85	4676	124	356	3464	85	233
	ロ	8867	6801		2066		3825	2296		1529		2023				1512	
16の2		11	5		6		10	5		5		6			5		
16の3		1			1							1					
17		212	202		10		147	139		8		10				8	
18		20	13		7		10	4		6		7				6	
19																	
20																	
特定防火 対象物計		53318	42822	1175	10496	425	25707	17640	670	8067	308	10496	425	1175	8067	308	670
非特定防火 対象物計		175908	127610		48298		87268	52407		34861		46371			33736		
合計		229226	170432	1175	58794	425	112975	70047	670	42928	308	56867	425	1175	41803	308	670

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。



第8-9表 防災物品使用状況

23.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合 板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			
1	イ	157	116	39	2	98	3	52	4	26	1	120	10	
	ロ	3,488	2,173	183	962	170	1,240	144	1,845	259	138	30	2,968	352
2	イ	90	44	10	30	6	34	8	42	6	12		71	7
	ロ	691	282	36	353	20	180	35	455	21	32	3	622	34
	ハ	62	40		20	2	39		21	2	1		58	3
	ニ	286	110	13	151	12	76	13	181	16	9	1	255	21
3	イ	136	65	15	55	1	53	8	75		4		126	6
	ロ	6,055	2,557	327	2,863	308	1,233	302	4,085	435	156	50	5,380	469
4		9,840	3,010	356	5,929	545	1,516	363	7,215	746	366	59	8,631	784
5	イ	1,573	1,148	182	179	64	1,007	158	331	77	70	46	1,346	111
6	イ	3,767	2,439	166	1,014	148	1,195	145	2,221	206	137	21	3,338	271
	ロ	1,359	1,039	66	186	68	625	55	600	79	70	1	1,187	101
	ハ	2,785	1,974	152	508	151	1,221	144	1,214	206	137	32	2,308	308
	ニ	849	648	37	146	18	389	33	395	32	41	14	721	73
9	イ	55	37	3	12	3	31	2	19	3			52	3
12	ロ	28	11	2	14	1	12		15	1	8		20	
16	イ	21,189	7,754	872	11,485	1,078	5,185	904	13,889	1,211	698	66	19,103	1,322
	ロ	242	29	5	195	13	20	1	209	12	8	2	220	12
16の2		11	10		1		9		2		9		2	
16の3		1			1				1				1	
高層建築物		3,287	1,312	71	1,697	207	1,073	73	1,932	209	166	8	2,904	209
工事中の建築物等		1,905	4			1,901								
合計		57,856	24,802	2,496	25,840	4,718	15,236	2,391	34,799	3,525	2,088	334	49,433	4,096

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成22年4月1日～平成23年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,093	2,215	14,308					14,308
増築	889	511	1,400					1,400
改築	12	37	49					49
移転	5		5					5
修繕	3		3					3
模様替	4	1	5					5
用途変更	35	42	77					77
その他	210	44	254					254
合計	13,251	2,850	16,101					16,101

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

23.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	
		複数 権原		複数 権原									
1	イ	80	1	1		31	1	32		36	1	20	
	ロ	1,020	9	15		509	7	230	4	539	11	121	3
2	イ	1		3	1	1				1			
	ロ	264	9	7		142	3	12		150	3	9	
	ハ			28	10		10				19		
	ニ	28		22	3	15	7			15	7		
3	イ	4		6		1	1	1	1	1	1	1	1
	ロ	33	4	235	17	11	85	2	3	23	117	2	3
4		827	53	159	2	443	48	154	3	520	55	96	1
5	イ	114	7	208	1	64	85	28	29	70	86	24	24
6	イ	175	3	76	1	80	33	42	23	88	33	30	19
	ロ	24		41	1	13	21	5	2	15	20	3	1
	ハ	56		27	1	26	15	13	8	27	16	10	7
	ニ	106		16		56	11	21	2	57	11	16	2
9	イ	25	1			13		1		16		1	
16	イ	1,427	649	420	239	556	133	240	20	4,424	647	1,319	23
16の2		4	4					1		55		430	
合計		4,188	740	1,264	276	1,961	460	782	95	6,037	1,027	2,082	84

第8-12表 平成22年度消防設備士試験実施状況

消防設備士 試験の区分		試 験 申請者数 (ア)	試 験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最 終 合格率 (オ)/(イ)
甲 種	特類	53	46	8	17.4	-	-	8	17.4
	第1類	518	418	191	45.7	117	61.3	117	28.0
	第2類	115	98	57	58.2	33	57.9	33	33.7
	第3類	122	111	40	36.0	22	55.0	22	19.8
	第4類	774	644	306	47.5	187	61.1	187	29.0
	第5類	134	113	53	46.9	21	39.6	21	18.6
	小計	1,716	1,430	655	45.8	380	58.0	388	27.1
乙 類	第1類	118	100	43	43.0	19	44.2	19	19.0
	第2類	38	35	21	60.0	12	57.1	12	34.3
	第3類	31	28	14	50.0	6	42.9	6	21.4
	第4類	394	326	210	64.4	135	64.3	135	41.4
	第5類	52	47	30	63.8	19	63.3	19	40.4
	第6類	1,081	941	532	56.5	303	57.0	303	32.2
	第7類	153	145	108	74.5	44	※ 75.9	94	64.8
	小計	1,867	1,622	958	59.1	538	56.2	588	36.3
合 計		3,583	3,052	1,613	52.9	918	56.9	976	32.0

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成22年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 17	申請者数	133,386	70,238	79	23,383	4,970	4,990	33,759	3,057
	受験者数	116,595	60,602	73	19,800	4,314	4,238	29,457	2,720
	合格者数	47,617	22,809	11	6,233	2,013	1,643	11,761	1,148
	合格率	40.8	37.6	15.1	31.5	46.7	38.8	39.9	42.2
	免状交付数	47,378	22,714	10	6,212	2,006	1,640	11,708	1,138
18	申請者数	3,036	1,458	70	501	73	95	626	93
	受験者数	2,591	1,211	63	402	60	79	528	79
	合格者数	815	317	11	90	25	32	139	20
	合格率	31.5	26.2	17.5	22.4	41.7	40.5	26.3	25.3
	免状交付数	801	310	11	88	25	30	137	19
19	申請者数	3,235	1,552	66	509	80	101	687	109
	受験者数	2,744	1,280	60	404	67	89	563	97
	合格者数	855	333	6	114	34	27	111	41
	合格率	31.2	26.0	10.0	28.2	50.7	30.3	19.7	42.3
	免状交付数	835	327	6	113	33	27	108	40
20	申請者数	3,410	1,725	70	489	84	114	860	108
	受験者数	2,930	1,440	60	398	73	94	727	88
	合格者数	1,054	388	15	106	31	32	181	23
	合格率	36.0	26.9	25.0	26.6	42.5	34.0	24.9	26.1
	免状交付数	1,027	374	12	103	32	32	172	23
21	申請者数	4,167	2,116	60	641	121	134	1,032	128
	受験者数	3,565	1,764	54	525	103	107	858	117
	合格者数	1,207	550	5	113	47	26	336	23
	合格率	33.9	31.2	9.3	21.5	45.6	24.3	39.2	19.7
	免状交付数	1,192	544	4	113	46	26	332	23
22	申請者数	3,583	1,716	53	518	115	122	774	134
	受験者数	3,052	1,430	46	418	98	111	644	113
	合格者数	976	388	8	117	33	22	187	21
	合格率	32.0	27.1	17.4	28.0	33.7	19.8	29.0	18.6
	免状交付数	963	382	7	116	33	22	183	21
累計	申請者数	150,817	78,805	398	26,041	5,443	5,556	37,738	3,629
	受験者数	131,477	67,727	356	21,947	4,715	4,718	32,777	3,214
	合格者数	52,524	24,785	56	6,773	2,183	1,782	12,715	1,276
	合格率	39.9	36.6	15.7	30.9	46.3	37.8	38.8	39.7
	免状交付数	52,196	24,651	50	6,745	2,175	1,777	12,640	1,264

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成22年度)

種別	区分	乙 種							試験日	
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		第7類
申請者数		63,148	6,127	1,704	2,140	9,833	1,702	25,933	15,709	
受験者数		55,993	5,480	1,529	1,930	8,456	1,525	23,156	13,917	
合格者数		24,808	1,731	525	577	2,972	698	9,794	8,511	
合格率		44.3	31.6	34.3	29.9	35.1	45.8	42.3	61.2	
免状交付数		24,664	1,724	520	574	2,924	694	9,759	8,469	
申請者数		1,578	161	24	45	347	57	788	156	(財)消防試験研究センターに委任 H18.9.3
受験者数		1,380	146	20	38	287	49	697	143	
合格者数		498	55	8	8	81	21	234	91	
合格率		36.1	37.7	40.0	21.1	28.2	42.9	33.6	63.6	
免状交付数		491	55	8	7	80	21	229	91	
申請者数		1,683	146	33	34	334	52	975	109	(財)消防試験研究センターに委任 H19.9.2
受験者数		1,464	131	31	32	279	45	841	105	
合格者数		522	36	7	8	85	12	307	67	
合格率		35.7	27.5	22.6	25.0	30.5	26.7	36.5	63.8	
免状交付数		508	35	7	8	83	12	298	65	
申請者数		1,685	133	37	40	373	58	932	112	(財)消防試験研究センターに委任 H20.8.31
受験者数		1,490	113	34	34	328	56	829	96	
合格者数		666	44	14	9	136	33	360	70	
合格率		44.7	38.9	41.2	26.5	41.5	58.9	43.4	72.9	
免状交付数		653	45	14	9	134	31	352	68	
申請者数		2,051	149	37	36	445	54	1,196	134	(財)消防試験研究センターに委任 H21.9.6
受験者数		1,801	122	34	32	383	50	1,053	127	
合格者数		657	44	11	13	138	20	337	94	
合格率		36.5	36.1	32.4	40.6	36.0	40.0	32.0	74.0	
免状交付数		648	44	10	13	137	19	333	92	
申請者数		1,867	118	38	31	394	52	1,081	153	(財)消防試験研究センターに委任 H22.9.5
受験者数		1,622	100	35	28	326	47	941	145	
合格者数		588	19	12	6	135	19	303	94	
合格率		36.3	19.0	34.3	21.4	41.4	40.4	32.2	64.8	
免状交付数		581	18	12	6	129	20	303	93	
申請者数		72,012	6,834	1,873	2,326	11,726	1,975	30,905	16,373	
受験者数		63,750	6,092	1,683	2,094	10,059	1,772	27,517	14,533	
合格者数		27,739	1,929	577	621	3,547	803	11,335	8,927	
合格率		43.5	31.7	34.3	29.7	35.3	45.3	41.2	61.4	
免状交付数		27,545	1,921	571	617	3,487	797	11,274	8,878	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～22年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9～ 12	受講申請者数		4,058	5,788	3,658	13,504
	受講者数		3,977	5,665	3,608	13,250
	欠席者数		81	123	50	254
13	受講申請者数		971	1,829	999	3,799
	受講者数		949	1,784	991	3,724
	欠席者数		22	45	8	75
14	受講申請者数		966	1,360	1,015	3,341
	受講者数		945	1,338	995	3,278
	欠席者数		21	22	20	63
15	受講申請者数		831	1,192	835	2,858
	受講者数		816	1,171	827	2,814
	欠席者数		15	21	8	44
16	受講申請者数		1,019	1,347	1,120	3,486
	受講者数		999	1,330	1,105	3,434
	欠席者数		20	17	15	52
17	受講申請者数		1,214	1,802	974	3,990
	受講者数		1,181	1,767	957	3,905
	欠席者数		33	35	17	85
18	受講申請者数		936	1,724	1,078	3,738
	受講者数		914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数		22	40	17	79
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
累 計	受講申請者数	94	13,914	20,766	13,885	48,659
	受講者数	93	13,631	20,362	13,690	47,776
	欠席者数	1	283	404	195	883